

各 位

会 社 名 G M O T E C H株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 C E O 鈴木明人
(コード：6026 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 染 谷 康 弘
(TEL：03-5489-6370)

第三者割当による A 種種類株式の発行、定款の一部変更並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、次の①から③のとおり、GMOインターネット株式会社（以下「GMOインターネット」といいます。）及び鈴木明人氏（以下「鈴木氏」といいます。）を割当予定先として第三者割当による種類株式の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を行うこと、これに係る定款変更、資本金及び資本準備金の額の減少並びに臨時株主総会の開催について決議いたしましたので、お知らせいたします。

- ① GMOインターネット及び鈴木氏（以下「割当予定先」といいます。）との間で、割当予定先に対し、第三者割当の方法により、下記 I. 1. の要領で総額 550,000,000 円の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行すること（以下「本第三者割当」といいます。）及びこれに係る株式引受契約を締結すること（当該議案に関し、当社取締役会長である熊谷正寿氏は割当予定先であるGMOインターネットの代表取締役グループ代表グループ会長兼社長執行役員・CEOを兼務すること及び当社代表取締役社長CEOである鈴木氏は割当予定先であることから、いずれも特別利害関係のある取締役であること、並びに、当社取締役である安田昌史氏は割当予定先であるGMOインターネットの取締役グループ副社長執行役員・CFOとして利益相反のおそれがあることから、取締役会の審議及び議決には参加しておりません。）
- ② A 種種類株式の発行に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」といいます。）
- ③ A 種種類株式の払込みを停止条件として、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）

なお、本第三者割当は2022年9月29日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において本第三者割当、本定款変更及び本資本金等の額の減少に係る各決議に係る議案の承認が得られることを条件としております。また、本資本金等の額の減少は、上記③のとおり本第三者割当に係る払い込みを条件としております。本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じさせるものではありません。

記

I. 第三者割当により発行される種類株式の発行

1. 募集の概要

(1) 払込期日	2022年9月30日
(2) 発行新株式数	A種種類株式 55株
(3) 発行価額	A種種類株式1株につき金10,000,000円(以下「本払込金額」といいます。)
(4) 調達資金の額	金550,000,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 (GMOインターネット 45株、鈴木氏 10株)
(6) その他	<p>① A種種類株式の優先配当率は、2.5%で設定されており、A種種類株主は普通株主に先立って配当を受けることができます。ある事業年度において、A種種類株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。A種種類株主は、当該優先配当を超えて、当社の剰余金の配当を受けることはできません。</p> <p>② A種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されており、A種種類株主は、2025年9月30日以降いつでも行使できるとされており、当初の転換価額は、1,852円とされており、</p> <p>③ A種種類株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されており、A種種類株主は、2027年9月30日以降いつでも行使できるとされており、</p> <p>④ A種種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されており、2030年9月30日以降いつでも行使できるとされており、</p> <p>⑤ A種種類株式には、株主総会について議決権が付されておられません。</p> <p>詳細は別紙1「A種種類株式発行要項」をご覧ください。 なお、上記各号については、本臨時株主総会において、本定款変更及び本第三者割当に係る各議案の承認を得られることを条件としております。</p>

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集に至る経緯及び理由

当社グループの事業は、創業事業であるSEOコンサルティングをはじめとするWebマーケティングや、アドテクノロジーを駆使して総合的なインターネット集客支援サービスを提供する集客支援事

業及び、連結子会社GMO ReTech株式会社の行う不動産テック事業により構成されております。当社が事業を行うインターネット分野は、トレンドの変化が非常に早く、それによりお客様のニーズが絶えず変化しておりますが、そのような環境下においても、技術力を背景とした自社商材の投入を行いながら、お客様の成果にコミットする事業展開を行って参りました。

そのような中、当社は、2022年12月期第1四半期決算より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）を適用したことによって、契約負債等が計上され、350百万円程度の純資産が減少する影響がありました。また、翌四半期の2022年12月期第2四半期においては、GMO ReTech株式会社の固定資産の減損が生じたこと等により、2022年8月4日に公表いたしました「2022年12月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載のとおり、2022年6月末時点で、66百万円の債務超過となりました。

減損が生じた要因については、同日開示の「特別損失及び法人税等調整額の計上並びに業績予想の修正に関するお知らせ」に記載したとおり、不動産テック事業の将来の見通しを下方に修正したことによって生じましたが、不動産テック事業はSaaS事業であり、事業は安定して成長しております。今後更に顧客数が伸長することで、中期的には当社グループの中で、安定した収益を生み出す事業となることを見込んでおります。

また、集客支援事業については、MEO事業を軸とした拡大を推進しており、今第2四半期には創業以来のセグメント利益では最高益を達成しており、今後も更なる成長を見込んでおります。

これら当社グループの事業の拡大を今後も継続する為には、当社グループの財務を安定させ、早期の債務超過状態の解消が不可欠であります。本第三者割当によって債務超過を解消すると共に、今後の事業拡大・業績改善に向けた事業運営資金を確保することが可能となる為、本第三者割当を実行することを決定しました。

そして、当社では、上記のとおり債務超過の解消及び財政状態の改善を喫緊の課題としており、早期の資本支援が得られること、また、当社の親会社及び当社の代表として中長期的な視野に立った当社の企業価値向上の観点から安定的な保有が見込まれることから、GMOインターネットと鈴木氏を割当予定先として選定いたしました。

なお、下記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、本第三者割当の資金用途には、A種種類株式の優先配当率より金利が低い借入の弁済が含まれておりますが、上記債務超過の解消のため、資本金のある資金調達である本第三者割当が必要であると判断しております。

なお、本第三者割当は、議決権のない種類株式によるものであり、A種種類株式に付与されている取得請求権の行使による当社普通株式への転換については、A種種類株式の発行より3年後以降に行使可能となるため、既存の普通株主様に対する希薄化の影響を可能な限り抑えるものと考えております。

（2）当該調達方法を選択した理由

当社は、既存株主の皆様への影響に配慮した上で、早期の財務体質改善を図るため、これまで様々な選択肢を検討してまいりましたが、上記「（1）募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり、財務基盤の安定を図る観点から、資本金のある資金調達を実施することによる自己資本増強が必要であると考え

ております。

調達手法に関しては、現在の経済情勢、資本市場の状況、当社を取り巻く事業環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価状況・当社株式の流動性の状況等を踏まえて、検討しました。当社が上場する東証マザーズ、東証グロース市場指数の昨年末からの低下が示すように、当社株式を取り巻く市場環境が悪化している中で、大きな希薄化が生じる普通株式の公募増資やコミットメント型ライツ・オフリングは、普通株式の需給を悪化させ株価に悪影響を与えることで、普通株主に不利益を生じさせる為、現実的な選択ではないと判断しました。また、株主割当増資、ノンコミットメント型ライツ・オフリングや新株予約権の第三者割当の方法による資金調達では割り当てた株式への払込みや新株予約権の行使は投資者側の判断に委ねられることから発行予定額の確保に不確実性が残ることから適切でない判断いたしました。当社としては、普通株式の希薄化を可能な限り抑制しつつ、中期的に必要な資金を確実に調達し、財務基盤の安定を図るためには種類株式の第三者割当による増資が最善の選択であると判断いたしました。

以上の検討を踏まえて、当社は、A種種類株式を割当予定先に対して第三者割当の方法により発行することを決定いたしました。A種種類株式の主な特徴は、以下のとおりです。

① 優先配当

A種種類株式の優先配当率は、2.5%で設定されており、A種種類株主は普通株主に先立って配当を受けることができます。ある事業年度において、A種種類株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します（以下、当該不足額を「A種累積未払配当金」といいます。）。A種種類株主は、当該優先配当を超えて、当社の剰余金の配当を受けることはできません。

② 普通株式を対価とする取得請求権（転換権）

A種種類株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付されており、A種種類株主は、2025年9月30日以降いつでも、当社に対して、普通株式を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「転換請求」といいます。）ができます。

転換請求がなされた場合、当社は、A種種類株主に対して、転換請求に係るA種種類株式の数にA種種類株式1株当たりの払込金額である10,000,000円を乗じて得られる額を転換価額で除した数の当社普通株式を交付します（当該株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付します。）。

転換請求がなされた場合の当初の転換価額は、1,852円です。

③ 現金を対価とする取得請求権（償還請求権）

A種種類株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されており、A種種類株主は、2027年9月30日以降いつでも、当社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができます。

A種種類株式1株当たりの償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額（償還請求日を配当基準日と仮定し、償還請求日の属する事業年度の初日（同日を含みます。）から当該償還請求日（同日を含みます。）までの日数で日割計算することにより得られた優先配当金の額をいいます。）を加えた額となります。

④ 現金を対価とする取得条項（強制償還条項）

当社は、2030年9月30日以降いつでも、当社の取締役会が別途定める日（以下「強制償還日」といいます。）の到来をもって、A種種類株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭

を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができます。

A種種類株式1株当たりの強制償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額（強制償還日を配当基準日と仮定し、強制償還日の属する事業年度の初日（同日を含みます。）から当該強制償還日（同日を含みます。）までの日数で日割計算することにより得られた優先配当金の額をいいます。）を加えた額となります。

⑤ 議決権及び譲渡制限

A種種類株主は、株主総会において議決権を有しません。また、A種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければなりません。

なお、本第三者割当の理由の一つが当社における債務超過の解消であることを踏まえて、割当予定先と交渉した結果、割当予定先による金銭を対価とする取得請求権の行使が可能となる時期は、普通株式を対価とする取得請求権が行使可能になる時期より2年遅くなりました。また、当社による金銭を対価とする取得条項が行使可能となる時期は、割当予定先による金銭を対価とする取得請求権が行使可能となる時期より3年遅くなりましたが、割当予定先との交渉の結果、規定することになりました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	金 550,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	21,000,000 円
③ 差引手取概算額	529,000,000 円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、主に、A種種類株式に係る価値算定費用、弁護士費用、登記関連費用、臨時株主総会費用等です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な資金使途	金額（千円）	支出予定時期
当社子会社である GMO ReTech 株式会社が行う不動産テック事業資金（主に開発投資、人件費等）（当社は GMO ReTech 株式会社に対し出資又は貸付により資金拠出を行う予定です。）	379,000	2022年10月～2024年12月
グループ企業からの借入の返済	150,000	2022年10月～2023年1月

本第三者割当は、自己資本の強化による債務超過の解消と、調達した資金の不動産テック事業への投資及び借入金の返済（借入の内容は下表を参照）を目的としております。

借入先	借入金利 (%)	借入金残高 (千円)
GMO インターネット株式会社	0.65~1.00	500,000

借入金利は、小数点以下第三位を四捨五入しております。上記の借入の資金使途は、不動産テック事業の事業資金で、上記の借入の借入時期は、2021年9月から2022年6月です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当は当社の債務超過の解消に必要不可欠であります。

また、調達した資金は、GMO ReTech株式会社に対する資金拠出を通じて行う不動産テック事業の拡大・成長の為の事業運営の資金及び借入の返済として活用します。不動産テック事業はSaaS事業であり、売り切り型のビジネスに比べて事業の収益化までは時間が必要になりますが、顧客からの収益は安定的に生まれ、事業が利益転換した後は、安定した事業となります。上記の資金使途は当社グループの将来に貢献する資金使途ですので、本第三者割当の資金使途については、合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、A種種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社および割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人、以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）にA種種類株式の価値算定を依頼した上で、A種種類株式の評価報告書（以下「評価報告書」といいます。）を受領いたしました。プルータス・コンサルティングは、A種種類株式の発行要項に定められた諸条件を相対的かつ適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いてA種種類株式の評価を実施しております。また、プルータス・コンサルティングは、A種種類株式の発行要項に定められた諸条件（A種種類株式の配当金額、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得条項）並びに評価基準日の市場環境（評価基準日時点における株価1,852円、ボラティリティ(73.02%)、配当利回り(0%)、無リスク利子率(-0.028%)、想定される満期までの期間(5年))を考慮のうえ、一定の前提の下、A種種類株式の公正価値を算定しております。評価報告書において2022年8月3日の東証終値を基準として算定されたA種種類株式の価値は、1株あたり9,928,000円とされております。

当社は、プルータス・コンサルティングによる評価報告書における上記算定結果やA種種類株式の発行条件、当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮した上で、割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねて決定したものです。当社としては、A種種類株式の払込金額には合理性が認められると考えており、また、プルータス・コンサルティングによる評価報告書における上記評価結果を踏まえれば、会社法上、A種種類株式の払込金額（1株当たり10,000,000円）は割当予定先に特に有利な金額に該当しないと判断しています。

しかしながら、A種種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ

複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、A種種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種種類株式を発行することといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種種類株式を55株発行することにより、総額550,000,000円を調達いたしますが、上述した本第三者割当の目的及び資金使途に照らしますと、A種種類株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、A種種類株式については、株主総会における議決権がありませんが、A種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。

A種種類株式の当初転換価額は1,852円であり、当初転換価額をもって普通株式に転換されると仮定した場合、A種種類株式は296,975株の普通株式に転換されることとなり、その議決権数は2,968個となり、2022年6月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である10,605個に対する割合は約28%となります。

このように普通株式を対価とするA種種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、当社普通株式の希薄化が生じることになりますが、①本第三者割当による自己資本の増強が当社の財務体質の安定に資するほか、②A種種類株式の内容として、2025年9月30日が到来するまでは割当予定先が普通株式を対価とする取得請求権を行使することができないとされており、普通株式の早期の希薄化を回避できること等の方策を講じております。このような観点から、当社としては、本第三者割当により生じ得る希薄化の規模も合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(a) GMOインターネット株式会社

(1) 名 称	GMOインターネット株式会社
(2) 所 在 地	東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役グループ代表 熊谷 正寿
(4) 事業内容	インターネットインフラ事業、インターネット広告・メディア事業、インターネット金融事業、暗号資産事業、インキュベーション事業
(5) 資 本 金	50億円
(6) 設 立 年 月 日	1991年5月24日
(7) 発 行 済 株 式 数	110,704,401株(2022年6月30日)
(8) 決 算 期	12月
(9) 従 業 員 数	5,758名(2021年12月31日)

(10) 主 要 取 引 先	該当はございません。		
(11) 主 要 取 引 銀 行	GMOあおぞらネット銀行株式会社、株式会社あおぞら銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行		
(12) 大株主及び持株比率 (2022年6月30日現在)	株主名		持株比率
	株式会社熊谷正寿事務所		32.26
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）		9.32
	熊谷正寿		8.12
	THE BANK OF NEW YORK MELLON (140051)		6.83
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）		4.81
	GMOインターネット株式会社 自社(自己株口)		3.59
	The Bank of New York (133612)		1.63
	SAJAP		1.53
	NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS		1.45
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT		1.16	
(13) 当社と割当予定先の関係			
資 本 関 係	GMOインターネット株式会社は、2022年6月30日現在、当社普通株式574,000株を保有しております。		
人 的 関 係	役員の兼任2名		
取 引 関 係	当社は、GMOインターネットに対し、SEOサービス等の提供を行っております。また、当社は、GMOインターネットから借入を行っております。		
関連当事者への該当状況	当社の親会社であり、関連当事者に該当します。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）			
決 算 期	2019年12月 期	2020年12月 期	2021年12月 期
純 資 産	102,269	100,114	140,402
総 資 産	871,214	1,070,544	1,418,936
1株当たり純資産（円）	474.95	465.94	670.99
売 上 高	196,171	210,559	241,446

営業利益	25,279	27,893	41,097
経常利益	24,506	27,136	43,393
親会社株主に帰属する当期純利益	8,337	10,284	17,527
1株当たり当期純利益（円）	73.16	93.00	159.69
1株当たり配当額（円）	24.2	30.8	52.7

※なお、割当予定先であるGMOインターネットは、東京証券取引所プライム市場に上場していることから、当社は、GMOインターネットが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書（最終更新日：2022年3月24日）に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を、同取引所のホームページにて確認することにより、GMOインターネット株式会社が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

(b) 鈴木明人

(1) 氏名	鈴木 明人
(2) 住所	東京都大田区
(3) 職業の内容	会社経営
(4) 当社と割当予定先の関係	
資本関係	鈴木氏は、2022年6月30日現在、当社普通株式 190,500株を保有しております。
人的関係	当社の代表取締役社長 CEO の職にあります。
取引関係	ありません。
関連当事者への該当状況	当社の代表取締役社長 CEO であり、関連当事者に該当します。

※なお、割当予定先である鈴木氏は当社の代表取締役社長 CEO を務めているところ、当社は東京証券取引所グロース市場に上場しており、当社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書（最終更新：2022年4月8日）に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を、同取引所のホームページにて確認することにより、鈴木氏が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社では、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集に至る経緯の目的及び理由」に記載のとおり、早期の資本支援が得られること、また、当社の親会社及び当社の代表として中長期的な視野に立った当社の企業価値向上の観点から安定的な保有が見込まれることから、GMOインターネットと鈴木氏を割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、GMOインターネットと鈴木氏から基本的に A 種種類株式を中長期的に保有する方針である旨の説明を口頭にて受けております。また、A 種種類株式には、金銭を対価とする取得請求権及び普通株式を対価とする取得請求権が付されていますが、GMOインターネットと鈴木氏による金

銭を対価とする取得請求権の行使は、2027年9月30日以降に可能となり、また、普通株式を対価とする取得請求権の行使は、2025年9月30日以降に可能となります。

なお、当社は、現状はグロース市場の上場維持基準に抵触しており、また、A種種類株式について当社普通株式を対価とする取得請求権が行使されると流通株式比率を更に低下させてしまう可能性があります。上場につきましては継続する予定です。2021年12月24日に公表いたしました「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」に記載の計画につきましては、2022年9月頃に変更し変更後の計画を開示する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、割当予定先の発行価額の払い込みに要する資金は確保されている旨、口頭で確認しております。また、割当予定先のGMOインターネットについては同社が2022年5月13日付で関東財務局長に提出した四半期報告書に含まれる四半期連結財務諸表に記載の現預金の額等の状況を、鈴木氏についてはインターネット銀行における口座情報(2022年7月29日付現在)の写しをそれぞれ確認した結果、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

割当前 (2022年6月30日現在)		割当後
GMOインターネット株式会社	54.1%	同左
鈴木 明人	18.0%	
九鬼 伸哉	2.2%	
三田村 徹彦	1.9%	
松尾 志郎	1.3%	
若井 順司	0.8%	
楽天証券株式会社	0.7%	
渡辺 進	0.7%	
株式会社SBI証券	0.6%	
李 脣雅	0.6%	

- (注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、2022年6月30日現在の所有株式数を、同日の発行済株式総数(自己株式を除く。)で除して算出しております。
2. 小数点以下第二位を四捨五入しております。

(2) A種種類株式

割当前 (2022年8月4日現在)		割当後
該当なし		GMOインターネット株式会社 81.8%

該当なし	鈴木明人	18.2%
------	------	-------

(注) 1. 小数点以下第二位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

当社は、本第三者割当により、自己資本の増強を図り、当社の財務体質の改善を図るとともに、資金使途への充当を通じて当社の企業価値の向上に資するものと判断しておりますが、今期の業績に与える影響は軽微であると考えております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

これらに関し、株主の意思確認手続きである本臨時株主総会と併せて、意思決定の適正性を確保するため、当社独立役員に指定されている社外取締役である森谷耕司及び穴田功から、当社の支配株主との間に利害関係を有しない者として、本第三者割当に必要性かつ相当性が認められること、本第三者割当に係る当社の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し2022年8月4日付で意見書を入手しており、その内容は以下のとおりとなります。

(1) 資金の必要性

貴社グループの事業は、創業事業である SEO コンサルティングをはじめとする Web マーケティングや、アドテクノロジーを駆使して総合的なインターネット集客支援サービスを提供する集客支援事業及び、連結子会社 GMO ReTech 株式会社の行う不動産テック事業により構成されている。貴社が事業を行うインターネット分野は、トレンドの変化が非常に早く、それにより顧客のニーズが絶えず変化しているが、そのような環境下においても、技術力を背景とした貴社の商材の投入を行いながら、顧客の成果にコミットする事業展開を行っていると聞いている。

貴社は、2022年12月期第1四半期決算より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を適用したことによって、契約負債等が計上され、350百万円程度の純資産が減少した。また、翌四半期の2022年12月期第2四半期においては、貴社の連結子会社である GMO ReTech 株式会社の固定資産の減損が生じたこと等により、2022年6月末時点で、66百万円の債務超過となっている。

貴社によれば、当該減損が生じた要因については、同日開示の「特別損失及び法人税等調整額の計上並びに業績予想の修正に関するお知らせ」に記載されたとおり、不動産テック事業の将来の見通しを下方に修正したことによって生じたが、GMO ReTech 株式会社の事業は安定して成長しており、今後も更なる成長が見込まれるとのことであり、これら貴社グループの事業の拡大を今後も継続する為には、貴社グループの財務を安定させ、早期に債務超過状態を解消することが課題であるといえる。

かかる状況下を踏まえれば、本第三者割当によって債務超過を解消すると共に、今後の事業拡大・業績改善に向けた事業運営資金を確保することを可能とするための一定規模の資金調達が必要との貴社の説明に特段不合理な点は見当たらない。

また、本第三者割当の資金使途には、A種種類株式の優先配当率より金利が低い借入の弁済が

含まれているが、上記債務超過の解消のため、資本金のある資金調達である本第三者割当が必要であるとの貴社の説明に特段不合理な点は見当たらない。

よって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提とする限り、貴社には、本第三者割当による資金調達の必要性が認められるものといえる。

(2) A 種種類株式の第三者割当という手段の相当性

(i) 調達方法

貴社は、2022年6月末時点で、66百万円の債務超過状態にあり、債務超過の解消及び財政状態の改善を喫緊の課題としているところ、財務基盤の安定を図る観点から、資本金のある資金調達を実施することによる自己資本増強が必要であると判断している。

また、貴社は、資本金のある資金調達手段に関しては、現在の経済情勢、資本市場の状況、貴社を取り巻く事業環境、貴社の財政状態及び経営成績、貴社の株価状況・貴社株式の流動性の状況等を踏まえて検討し、貴社が上場する東証マザーズ、東証グロース市場指数の昨年未からの低下が示すように、貴社株式を取り巻く市場環境が悪化している中で、大きな希薄化が生じる普通株式の公募増資やコミットメント型ライツ・オファリングは、普通株式の需給を悪化させ株価に悪影響を与えることで、普通株主に不利益を生じさせるうる為、現実的な選択ではなく、また、株主割当増資、ノンコミットメント型ライツ・オファリングや新株予約権の第三者割当の方法による資金調達では割り当てた株式への払込みや新株予約権の行使は投資者側の判断に委ねられることから発行予定額の確保に不確実性が残ることから適切でないと判断している。

したがって、貴社は、普通株式の可能な限り希薄化を抑制しつつ、中期的に必要な資金を確実に調達し、財務基盤の安定を図るためには種類株式の第三者割当による増資が最善の選択であると判断している。

かかる貴社の説明内容に、認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点は見当たらない。

以上のとおり、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料を前提にすれば、資金調達手段としてA種種類株式の第三者割当を選択することには合理性が認められると思料する。

(ii) 割当予定先の選定理由

貴社によれば、早期の資本支援が得られること、また、貴社の親会社及び貴社の代表として中長期的な視野に立った貴社の企業価値向上の観点から安定的な保有が見込まれることから、GMOインターネットと鈴木氏を割当予定先として選定したものとされている。これについて、貴社の親会社及び貴社の代表の鈴木氏は、貴社の状況をよく理解していることから、早期の資本支援が得られるとの判断は合理的と考えられる。また、貴社によれば、GMOインターネットと鈴木氏から基本的にA種種類株式を中長期的に保有する方針である旨の説明を口頭にて受けており、A種種類株式には、金銭を対価とする取得請求権及び普通株式を対価とする取得請求権が付されているが、GMOインターネットと鈴木氏による金銭を対価とする取得請求権の行使は、2027年9月30日以降に可能となり、また、普通株式を対価とする取得請求権の行使は、2025年9月30日以降に可能となる。そのため、GMOインターネットと鈴木氏によるA種種類株式の保有については、貴社の親会社及び貴社の代表として

中長期的な視野に立った貴社の企業価値向上の観点から安定的な保有が見込まれるとの判断は合理的と考えられる。

これらの事情を総合的に勘案すると、A 種種類株式の割当予定先を GMO インターネットと鈴木氏とすることについて、貴社の株主にとって特段不都合な点は認められない。

また、貴社によれば、GMO インターネットと鈴木氏から、発行価額の払い込みに要する資金は確保されている旨、口頭で確認しているとのことである。そして、貴社は、GMO インターネットについては同社が 2022 年 5 月 13 日付で関東財務局長に提出した四半期報告書に含まれる四半期連結財務諸表に記載の現預金の額等の状況を、鈴木氏についてはインターネット銀行における口座情報（2022 年 7 月 29 日付現在）の写しをそれぞれ確認した結果、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断している。

よって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提にすると、GMO インターネットと鈴木氏を A 種種類株式の割当予定先に選定することには合理性が認められると思料する。

(iii)小括

以上のとおり、貴社が資金調達を行うにあたって、本第三者割当という手段を選択すること、並びに GMO インターネットと鈴木氏を A 種種類株式の割当予定先とすることについては、いずれも相当性が認められると思料する。

(3) 発行条件の相当性

(i) 発行価額の相当性

貴社は、本第三者割当による A 種種類株式の払込金額を A 種種類株式 1 株当たり 10,000,000 円に決定した。

貴社は、A 種種類株式の発行条件の決定にあたり、公正性を期すため貴社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」という。）に A 種種類株式の価値算定を依頼した上で、A 種種類株式の評価報告書（以下「評価報告書」という。）を受領している。プルータス・コンサルティングは、A 種種類株式の発行要項に定められた諸条件を相対的かつ適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて A 種種類株式の評価を実施し、A 種種類株式の発行要項に定められた諸条件（A 種種類株式の配当金額、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得条項）並びに評価基準日の市場環境（株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利率）を考慮のうえ、一定の前提の下、A 種種類株式の公正価値を算定している。評価報告書において 2022 年 8 月 3 日の東証終値を基準として算定された A 種種類株式の価値は、1 株あたり 9,928,000 円とされている。かかる第三者評価機関が行った算定方法は、A 種種類株式の評価において、一般的に公正妥当と考えられる算定方法及び手順で検討されており、不合理な点は見受けられない。

貴社は、プルータス・コンサルティングによる評価報告書における上記算定結果や A 種種類株式の発行条件、貴社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮した上で、割当予定先と

の間で慎重に交渉・協議を重ねて決定したものであり、貴社にとって現時点で最善の条件であると貴社が判断したことは、特に認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。

よって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提にすれば、本第三者割当による A 種種類株式の発行価額には相当性が認められるといえる。

(ii) 希薄化規模の相当性

A 種種類株式については、株主総会における議決権がないが、A 種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主に対し希薄化の影響が生じる可能性がある。A 種種類株式の当初転換価額は 1,852 円であり、当初転換価額をもって普通株式に転換されると仮定した場合、A 種種類株式は 296,975 株の普通株式に転換されることとなり、その議決権数は 2,968 個となり、2022 年 6 月末日現在の株主名簿に基づく貴社の発行済普通株式に係る議決権総数である 10,605 個に対する割合は約 28%となる。

このように普通株式を対価とする A 種種類株式の取得請求権の行使により貴社の普通株式が交付された場合には、貴社普通株式の希薄化が生じることになるが、①本第三者割当による自己資本の増強が貴社の財務体質の安定に資するほか、②A 種種類株式の内容として、2025 年 9 月 30 日が到来するまでは割当予定先が普通株式を対価とする取得請求権を行使することができないとされており、普通株式の早期の希薄化を回避できること等の方策を講じられている。このような観点から、貴社は、本第三者割当により生じ得る希薄化の規模も合理的であると判断している。

ここで、貴社が債務超過状態にあり、資金調達の必要性が認められること、本第三者割当に代替し得る資金調達の方法も見つかっていないことも考慮すると、かかる希薄化の程度を考慮しても、なお本第三者割当に合理性があるとした貴社の上記判断について、特に認識の誤りや検討の不備は認められず、不合理な点はないと評価できる。

よって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料を前提にすると、本第三者割当による希薄化については合理性が認められる。

(iii) 小括

以上により、本第三者割当には必要性及び相当性が認められると思料する。

(4) 公正性担保措置及び利益相反回避措置

(i) 公正性担保措置

本第三者割当は、貴社から独立したリーガルアドバイザーから本第三者割当の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けた上で、法令及び諸規則等で定められた規定並びに手続きに従って行われている。

また、上記(3)のとおり、本第三者割当は、貴社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングに対して A 種種類株式の価値算定を依頼した上で、A 種種類株式の公正価値の算定結果を踏まえて払込金額が決定されている。

(ii) 利益相反回避措置

貴社の取締役のうち、GMO インターネットの取締役を兼務している熊谷正寿氏及び安田昌史氏、割当予定先である鈴木氏は、利益相反の疑義を回避する観点から、本第三者割当に関

する取締役会の審議及び議決には参加していない。その上で、貴社の取締役会において、上記の理由により本第三者割当に関する審議及び決議には参加していない熊谷正寿氏、安田昌史氏及び鈴木氏以外の全ての取締役が出席の上、出席取締役の全員一致により、本第三者割当の実施につき決議している。

(iii)小括

以上により、本第三者割当にあたり公正性担保措置及び利益相反回避措置が採られており、本第三者割当は、貴社の少数株主にとって不利益なものではないと思慮する。

(5) 結論

以上の次第であり、本第三者割当は、①本第三者割当による自己資本の増強が貴社の財務体質の安定に資するほか、②A種種類株式の内容として、2025年9月30日が到来するまでは割当予定先が普通株式を対価とする取得請求権を行使することができないとされており、普通株式の早期の希薄化を回避できること等の方策を講じられていることからすれば、本第三者割当により株式の希薄化が起こることを考慮しても、A種種類株式の発行条件には合理性が認められることから、本第三者割当には必要性及び相当性が認められ、また、本第三者割当にあたり公正性担保措置及び利益相反回避措置が採られていることから、本第三者割当は、貴社の少数株主にとって不利益なものではないと思料する。

10. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本第三者割当は、割当予定先のGMOインターネットは当社の親会社であり支配株主に当たることから、当社にとって支配株主との取引等に該当します。

当社が2022年4月8日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「親会社であるGMOインターネット株式会社（支配株主）との取引等を行う際は、少数株主保護の観点から、当該取引の必要性及び当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認するものとしています。」と記載しております。

当社は、本第三者割当を決定するにあたり、下記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の措置を講じていることなどから、本第三者割当は上記の当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本第三者割当の公正性を担保するための措置として、上記「5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、A種種類株式の発行条件の決定にあたり、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるプルータスに対して株式価値の算定を依頼し、A種種類株式の公正価値の算定結果を得たほか、下記(3)に記載のとおり、当社及び割当予定先から独立した社外取締役の意見を取得しております。

また、当社の取締役のうち、GMOインターネットの取締役を兼務している熊谷正寿氏及び安田昌史氏、割当予定先である鈴木氏は、利益相反の疑義を回避する観点から、本第三者割当に関する取締役会の審議及び決議には参加していません。その上で、当社取締役会において、上記の理由により本第三者割当に関する審議及び決議には参加していない熊谷正寿氏、安田昌史氏及び鈴木氏以外の全ての取締役が出席の上、出席取締役の全員一致により、本第三者割当の実施につき決議しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、当社は、支配株主と利害関係のない当社独立役員に指定されている社外取締役である森谷耕司及び穴田功に対し、本第三者割当が少数株主にとって不利益でないことについて意見を求めました。当該意見の概要は、上記「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」をご参照ください。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
売上高	2,606	2,696	4,252
営業利益	22	16	▲258
経常利益	42	18	▲261
親会社の所有者に帰属する当期利益	137	14	▲288
親会社株主に帰属する基本的1株当たり当期利益(円)	129.63	13.25	▲271.71
1株当たり配当額(円)	68.09	0	0
(うち1株当たり中間配当額)	(0)	(0)	(0)
1株当たり親会社所有者帰属持分(円)	783.86	727.42	456.60

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 2019年3月期は非連結業績、2020年12月期と2021年12月期は連結業務を記載しております。

「売上高」、「営業利益」、「経常利益」、「親会社の所有者に帰属する当期純利益」については、百万円未満を切り捨てております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2022年6月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,100,620株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	7,530株	0.68%
下限値の転換価額(行使価額)	—	—

における潜在株式数		
上限値の転換価額（行使価額）	—	—
における潜在株式数		

（3）最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
始 値	1,323 円	1,968 円	2,040 円
高 値	1,323 円	5,550 円	2,599 円
安 値	2,351 円	870 円	1,580 円
終 値	1,921 円	2,024 円	1,679 円

②最近6ヶ月間の状況

	2022年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	1,256 円	1,485 円	1,998 円	1,878 円	1,770 円	1,868 円
高 値	1,500 円	1,900 円	2,428 円	2,000 円	1,851 円	1,870 円
安 値	1,252 円	1,485 円	1,706 円	1,765 円	1,742 円	1,800 円
終 値	1,445 円	1,851 円	1,797 円	1,770 円	1,792 円	1,852 円

（注） 2022年8月の株価については、2022年8月3日現在で表示しております。

③発行決議日前取引日における株価

	2022年8月3日
始 値	1,800 円
高 値	1,860 円
安 値	1,800 円
終 値	1,852 円

（4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙1「A種種類株式発行要項」をご参照ください。

II. 本定款変更について

1. 本定款変更の目的

A種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種種類株式を追加し、A種種類株式に関する規定を新設するものです。

なお、本定款変更については、本臨時株主総会において、本第三者割当及び本資本金等の額の減少に係る各議案の承認が得られることを条件としております。

2. 本定款変更の内容

本定款変更の内容は別紙2のとおりです。

3. 本定款変更の日程

2022年8月4日	本臨時株主総会の開催に係る取締役会決議
2022年8月19日	本臨時株主総会の基準日
2022年9月29日	本臨時株主総会
2022年9月29日	本定款変更の効力発生日

Ⅲ. 本資本金等の額の減少について

1. 本資本金等の額の減少の目的

早期の財務体質の改善及び分配可能額の計上を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ減少し、その他資本剰余金に振り替えます。

なお、本資本金等の額の減少については、A種種類株式の発行により資本金及び資本準備金の額の増加がなされることを条件とします。

2. 本資本金等の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

452,663,040 円

(2) 減少すべき資本準備金の額

542,663,040 円

(3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項の規定に基づき、本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 本資本金等の額の減少の日程

2022 年 8 月 4 日	本資本金等の額の減少に係る取締役会決議
2022 年 8 月 26 日	債権者異議申述公告
2022 年 9 月 26 日	債権者異議申述最終期日
2022 年 9 月 29 日	本臨時株主総会
2022 年 9 月 30 日	効力発生日

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表上の純資産の部における勘定科目内の振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

以 上

A種種類株式発行要項

1. 募集株式の種類

GMO TECH株式会社 A種種類株式

2. 募集株式数

55株

3. 払込金額

1株につき10,000,000円

4. 払込金額の総額

550,000,000円

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金 275,000,000円（1株につき、5,000,000円）

資本準備金 275,000,000円（1株につき、5,000,000円）

6. 払込期日

2022年9月30日

7. 割当の方法

第三者割当ての方法により、GMOインターネット株式会社にA種種類株式45株、鈴木明人氏にA種種類株式10株をそれぞれ割り当てる。

8. 優先配当金

(1) A種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下、「A種種類登録株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。

(2) A種優先配当金の額

A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、10,000,000円に2.5%を乗じて算出した金額につ

いて、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、配当基準日が2022年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種種類株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする（A種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）。

(3) 累積条項

ある事業年度において、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が、1株につきA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下、「A種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。A種累積未払配当金については、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につきA種累積未払配当金の額に達するまで、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して剰余金の配当をする。

(4) 非参加条項

A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

9. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株当たり、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配を行わない。

「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を配当基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数を上記8.(2)の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。

10. 議決権

A種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

11. 種類株主総会

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

12. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

13. 普通株式を対価とする取得請求権（転換権）

(1) 転換権の内容

A種種類株主は、2025年9月30日以降、いつでも、当会社に対して、普通株式を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「転換請求」という。）ができるものとし、当会社は、A種種類株主が転換請求をしたA種種類株式を取得すると引換えに、下記(4)に定める数の普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) 当初転換価額

当初転換価額は、1,852円とする。

(3) 転換価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{分割前発行済普通株式数} & \\ \text{調整後} & \text{転換価額} & = & \text{転換価額} & \times & \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}} & \\ \text{転換価} & & & & & & \end{array}$$

額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{併合前発行済普通株式数} & \\ \text{調整後} & \text{転換価額} & = & \text{転換価額} & \times & \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}} & \\ \text{転換価} & & & & & & \end{array}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 調整前転換価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における

「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{転換価額} = \end{array} \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数－会社が保有する普通株式の数）} \\ \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array} \times \frac{\text{1株当たり} \\ \text{払込金額}}{\text{調整前転換価額}}$$

- ④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、調整前転換価額を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が調整前転換価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、ま

た株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主及びA種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、新設分割、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき調整前転換価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- (d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本(d)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (4) 取得と引換えに交付すべき普通株式数
A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{取得と引換え} \\ \text{に交付すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\text{転換請求に係るA種種類株式の数に10,000,000} \\ \text{を乗じて得られる額}}{\text{転換価額}}$$

A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

- (5) 転換請求受付場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (6) 転換請求の効力発生
転換請求の効力は、転換請求に要する書類が上記(5)に記載する転換請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

14. 現金を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1) 償還請求権の内容

A種種類株主は、2027年9月30日以降、いつでも、当会社に対して金銭を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求（以下、「償還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、A種種類株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下、「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種種類株主に対して、下記(2)に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種種類株式は、償還請求が行われたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 償還価額

A種種類株式1株当たりの償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本(2)においては、上記9.に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

(3) 償還請求受付場所

東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリアンタワー
GMO TECH株式会社

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求に要する書類が上記(3)に記載する償還請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

15. 現金を対価とする取得条項（強制償還条項）

(1) 強制償還の内容

当会社は、2030年9月30日以降、当会社の取締役会が別途定める日（以下、「強制償還日」という。）の到来をもって、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、当会社がA種種類株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、A種種類株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して下記(2)に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、取得するA種種類株式は、取得の対象となるA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 強制償還価額

A種種類株式1株当たりの強制償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本(2)においては、上記9.に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

16. 株式併合又は分割、募集株式の割当て等

法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。A種

種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

以上

下線は変更部分を示す。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第6条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第7条 当社の発行可能株式総数は、1,125,000株とする。</p> <p>第8条～第13条 (条文省略)</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第6条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第7条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,125,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は1,124,945株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は55株とする。</u></p> <p>第8条～第13条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章の2 A種種類株式</u></p> <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p><u>第13条の2 当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下、「A種種類登録株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき次項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。</u></p> <p><u>2 A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、10,000,000円に2.5%を乗じて算出した金額について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、配当基準日が2022年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額と</u></p>

する。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種種類株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする（A種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）。

3 ある事業年度において、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が、1株につきA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下、「A種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。A種累積未払配当金については、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につきA種累積未払配当金の額に達するまで、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して剰余金の配当をする。

4 A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

（残余財産の分配）

第13条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株当たり、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配を行わない。「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を配当基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数を前条第2項の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。

（議決権）

第13条の4 A種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

（譲渡制限）

第13条の5 A種種類株式を譲渡により取得するには、取締役

<新設>

<新設>

<新設>

< 新設 >

役会の承認を受けなければならない。

(普通株式を対価とする取得請求権 (転換権))

第 13 条の 6 A 種種類株主は、2025 年 9 月 30 日以降、いつでも、当会社に対して、普通株式を対価として、その保有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること (以下、「転換請求」という。) ができるものとし、当会社は、A 種種類株主が転換請求をした A 種種類株式を取得するのと引換えに、第 4 項に定める数の普通株式を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。

2 当初転換価額は、1,852 円とする。

3(1) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数 (ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数 (ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{分割前発行済普通株式数} \\ \text{転換価額} & = & \text{転換価額} & \times & \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}} \end{array}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日 (株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日) 以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{併合前発行済普通株式数} \\ \text{転換価額} & = & \text{転換価額} & \times & \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}} \end{array}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③ 調整前転換価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を

処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{転換} \\
 \text{価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{転換} \\
 \text{価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{（発行済普通株式の数} \\
 \text{－ 当社が保有する普通株式の数）} \\
 \text{+ 新たに発行する普通株式の数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{1株当たり} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{調整前転換価額}
 \end{array}
 }$$

④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、調整前転換価額を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはそ

の効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が調整前転換価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算

される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(2) 前号に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社は A 種種類株主及び A 種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、新設分割、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

② 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき調整前転換価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(3) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。

(4) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満に

とどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本号により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

4 A 種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{取得と引換え} \\ \text{に交付すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{転換請求に係るA種種類株式の数に} \\ \text{10,000,000を乗じて得られる額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

A 種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取扱う。

(現金を対価とする取得請求権 (償還請求権))

第 13 条の 7 A 種種類株主は、2027 年 9 月 30 日以降、いつでも、当会社に対して金銭を対価として、その保有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求 (以下、「償還請求」という。) することができる。この場合、当会社は、A 種種類株式 1 株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日 (以下、「償還請求日」という。) における会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該 A 種種類株主に対して、次項に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき A 種種類株式は、償還請求が行われた A 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

2 A 種種類株式 1 株当たりの償還価額は、10,000,000 円に A 種累積未払配当金相当額及び A 種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第 13 条の 3 に定める A 種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A 種経過未払配当金相当額を計算する。

(現金を対価とする取得条項 (強制償還条項))

第 13 条の 8 当会社は、2030 年 9 月 30 日以降、当会社の取締役会が別途定める日 (以下、「強制償還日」という。) の到来をもって、A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、当会社が A 種種類株

<新設>

<新設>

<新設>

第3章 株主総会

第14条～第19条（条文省略）

<新設>

第4章 取締役及び取締役会

式の全部又は一部を取得するのと引換えに、A 種種類株式の強制償還日における会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額を限度として、A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対して次項に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A 種種類株式の一部を取得するときは、取得する A 種種類株式は、取得の対象となる A 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

2 A 種種類株式 1 株当たりの強制償還価額は、10,000,000 円に A 種累積未払配当金相当額及び A 種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第 13 条の 3 に定める A 種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A 種経過未払配当金相当額を計算する。

（株式併合又は分割、募集株式の割当て等）

第 13 条の 9 法令に別段の定めがある場合を除き、A 種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。A 種種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

第3章 株主総会

第14条～第19条（現行通り）

（種類株主総会）

第 19 条の 2 当会社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

2 第 13 条第 1 項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

3 第 14 条第 1 項後段及び第 2 項、第 15 条乃至第 17 条、第 18 条第 1 項並びに第 19 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

4 第 18 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第4章 取締役及び取締役会

第 20 条～第 32 条 (条文省略)	第 20 条～第 32 条 (現行通り)
第 5 章 監査等委員会	第 5 章 監査等委員会
第 33 条～第 36 条 (条文省略)	第 33 条～第 36 条 (現行通り)
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 37 条～第 40 条 (条文省略)	第 37 条～第 40 条 (現行通り)
第 7 章 計算	第 7 章 計算
第 41 条～第 44 条 (条文省略)	第 41 条～第 44 条 (現行通り)
附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)	附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (現行通り)
(定款に定めのない事項) (条文省略)	(定款に定めのない事項) (現行通り)
(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)
1. 変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後第 16 条 (株主総会資料の電子提供) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。	1. <u>2022 年 3 月 18 日付定時株主総会決議による変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び同決議による変更後第 16 条 (株主総会資料の電子提供) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u>
2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条はなお効力を有する。	2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、 <u>2022 年 3 月 18 日付定時株主総会決議による変更前定款第 16 条</u> はなお効力を有する。
3. 本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。	3. 本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。